

八王子市立第五中学校 令和7年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R3.2月改定）

八王子市立第五中学校 いじめ防止基本方針

○いじめの防止等に関する基本的な考え方
いじめは、生徒の健全な心身の成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがある人権侵害であり、何人も、いかなる理由によっても、いじめは行ってはならない行為として捉えている。「いじめは人権侵害である」「いじめはどの生徒にも、どの学校にも起こりうる」、そして「どの生徒も幸せに生きる権利がある」ということをあらゆる機会を捉えて、生徒に理解をさせていく役割と責任を果たす。
○令和6年度の重点項目
発生したいじめについては、誰であろうといじめ防止対策推進法、いじめを許さないまち八王子条例等の関係法令を遵守した対応を行う。

令和7年度のいじめの防止等に向けた課題

○いじめ問題については、学校が最優先で取り組む課題として、学校運営協議会、保護者、地域、関係機関、八王子市教育委員会と合同一体となって対応する。
○いじめは全ての生徒に関係する問題であるという認識をもち、全ての生徒が安全に安心して学校生活を送り、将来の夢や希望に向かい、自分の力を発揮できるよう、生徒を取り巻く大人が連携していじめ防止等に向けた取り組みを積極的に実施する。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

○開催日 毎週金曜日 14時30分から15時20分まで

○【構成員】 校長、副校長、生活指導主任、教育相談主任、学年担当教員（生活指導部）、養護教諭、スクールカウンセラー、八王子市のスクールソーシャルワーカー（第五中学校担当）

※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。

いじめ対応の流れ

○いじめ防止対策推進法、八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針、八王子市教育委員会いじめ総合対策等、法に沿った対応を実施する。
○法令上のいじめ、社会通念上のいじめが発生又は疑いがある場合は、管理職に報告後、学校いじめ対策委員会にていじめの認知を行い、一次指導としていじめの行為を止めさせる。指導後、加害・被害の保護者に指導内容を報告し、3か月の見守り期間を経ていじめを解消したか否かを学校いじめ対策委員会で確認する策推進法、八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針、八王子市教育委いじめ総合対策等、法に沿った対応を実施する。
○法令上のいじめ、社会通念上のいじめが発生又は疑いがある場合は、管理職に報告後、学校いじめ対策委員会にていじめの認知を行い、一次指導としていじめの行為を止めさせる。指導後、加害・被害の保護者に指導内容を報告し、3か月の見守り期間を経ていじめを解消したか否かを学校いじめ対策委員会で確認する

いじめの防止等に関する教員研修

4月8日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解、重大事態の理解と対応」

7月25日 「いじめ事例集を活用したいじめ未然防止、初期対応」

12月25日 「いじめへの組織的な対応」

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組

いじめの防止等に関わる授業

○全校朝礼で全生徒にいじめ防止対策を校長が講義を行う。
○学年集会で、学年の生活指導担当教員からいじめや人権について講義を行う。
○第1学年でアンガーマネジメントの授業を実施する。
○特別の教科 道徳における「思いやり、感謝」、「公正、公平、社会正義」等のいじめに関連する内容項目にていじめについて考える授業を重点的に実施する。

SOS の出し方に関する授業

○大型連休前や長期休業日前の学級活動において、SOS を出せる関係機関等や SOS の出し方について学級担任から説明する。
○相談できる大人が一人以上いる状況をつくるため、全校で学級担任と生徒で二者面談を行う。また、第1学年では、スクールカウンセラーによる全員面談を実施する。

いのちの大切さを共に考える日の取組

○命の大切さを共に考える日では、全校朝礼による校長講義を行う。その中で、生命の尊さについて、その連続性や有限性に触れ、命の大切さについて話し合いを行い、考えを深める取り組みを行う。全校集会後には、特別の教科 道徳の授業を実施し、生命の尊さについて資料を通して考えを深めさせる。
○第3学年は赤ちゃんふれあい授業を通して、命の大切さについて考えを広げたり、深めたりできるようにする。

児童の自己肯定感を高める取組

○生徒が主体的に学校生活に取り組めるよう、特別活動の充実や授業改善を行い、一人ひとりの生徒が活躍できる場を意図的に設定する。
○道徳教育の観点から、人間としてよりよく生きるための価値の自覚を深められるよう、良い取り組みや企画、行動について学校だよりや全校集会などで紹介する。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

○あらゆる機会を捉えて、学校いじめ防止基本方針等を説明していく。
○年度当初に子ども見守りシートの活用を周知し、年間を通じて子どもの変化、いじめの早期発見・早期対応を図る。
○学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。
○SNS 総点検を夏季休業日前に実施し、スマートフォン等を買与えている保護者の一義的な責任を踏まえて、協力と報告の点検をお願いする。

地域

○学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
○本校におけるいじめ防止、いじめ対応について学校だよりなどで適切な時期に、掲載・周知する。
○学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

○学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
○事案に応じて、児童相談所やSSW、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
○児童や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。